

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

保有している有価証券はない。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(社会福祉法人しが夢翔会経理規程第47条に基づく。)

取得価額より残存価額を控除した額に達するまで定額法・間接法により減価償却をする。

備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却するものとする。

②無形固定資産(社会福祉法人しが夢翔会経理規程第47条に基づく。)

取得価額より残存価額を控除した額に達するまで定額法・間接法により減価償却をする。

当初より残存価額0円として償却するものとする。

③リース資産(社会福祉法人しが夢翔会経理規程第41条に基づく。)

会計基準移行年度における未経過リース料残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、会計基準移行年度期首に取得したのものとしてリース資産、リース債務を計上する方法を採用している。

通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、また利息相当額の各期への配分方法を定額法とする。

リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、一般財団法人滋賀県民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし。

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、一般財団法人滋賀県民間社会福祉事業職員共済会の退職給付制度によっている。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

(2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)

(3) 社会福祉事業、公益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

(4) 各事業の拠点区分における拠点区分財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

1. 社会福祉事業区分

①障害者支援施設事業拠点区分

ア、ステップ広場ガル

イ、ステップ広場ガルショートステイ

ウ、法人本部

②一里山地域支援事業拠点区分

ア、ヘルプステーションガル居宅介護

イ、ヘルプステーションガル重度訪問介護

ウ、ヘルプステーションガル行動援護

エ、移動支援

③相談支援事業拠点区分

ア、障がい児者相談センターみゆう

④グループホーム事業拠点区分

ア、ばうぜ

イ、ふれりゅーど

ウ、大平ホーム住マイル

⑤中北部中核事業拠点区分

ア、デイセンターすみれ

イ、デイセンター楓

2. 公益事業区分

①日中一時支援拠点区分

ア、チャイカ・ぽあん

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	1,115,993,915	0	0	1,115,993,915
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合 計	1,116,993,915	0	0	1,116,993,915

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし。

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産) デイセンター楓

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備整備資金借入金 16,296,000円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物	97,547,514	28,388,323	69,159,191
構築物	1,532,200	324,909	1,207,291
機械及び装置	17,371,500	17,321,982	49,518
車輛運搬具	21,533,150	18,534,324	2,998,826
器具及び備品	48,634,246	39,135,639	9,498,607
有形リース資産	19,364,400	7,508,400	11,856,000
権利	2,467,187	1,631,426	835,761
合 計	208,450,197	112,845,003	95,605,194

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	121,279,226	0	121,279,226
未収金	324,973	0	324,973
未収補助金	11,451,420	0	11,451,420
合 計	133,055,619	0	133,055,619

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし。			
合 計			

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人 等の 名称	住所	資産総額	事業の 内容又 は職業	議決権 の所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の 兼務等	事業上 の 関係				
	該当なし。										

13. 重要な偶発債務

該当なし。

14. 重要な後発事象

該当なし。

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 会計基準移行に伴う過年度修正の内訳

①国庫補助金等特別積立金取崩の計算方法変更による修正	344,983円
(2) 和解契約に基づく確定した損害賠償金（その他特別損失）	5,000,000円